

令和4年度 アルコール検知器導入促進助成金交付要綱

令和4年3月29日制定
一般社団法人 兵庫県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）に所属する会員事業者が、ドライバーの飲酒の有無を確認するため、一定基準を満たしたアルコール検知器（以下「検知器」という。）を事業年度中に新品購入した本体価格の一部を助成することにより、飲酒に起因する交通事故の根絶を図ることを目的とする。

(助成対象・助成対象外)

第2条 検知器は日時を含む検査結果を記録媒体に出力可能な機器且つ新品購入を助成対象とする。

- 1 本体以外のオプション類、消耗品類、接続設置費用、保守・配送設置費用等は助成対象外。
- 2 他の助成金との併用は対象外とする。

(助成額及び上限)

第3条 交付額は、検知器本体価格（消費税除く）の1/2（千円未満は切捨て）とし、15万円を上限とする。また、事業年度中に1回までの交付を限度とし、上限台数は1台とするが、助成対象機器と同等な機能を有する携帯型を複数台購入した場合は、本体取得価格総額を助成する。

- 1 本体に対する値引きがある場合、値引き後の価格。

(助成金の申請手続き)

第4条 会員事業者は、検知機導入後すみやかに「令和4年度 アルコール検知器導入促進助成金交付申請書」(様式1)に下記の書類を添付し、兵ト協に提出するものとする。

- ①請求書及び領収証等の写し(機器名/型式が明記されたもの)
- ②取扱説明書等(助成要件の確認のため兵ト協が提出を求めた場合に限る)

(受付期間)

第5条 申請受付は令和5年3月10日をもって終了するものとする。但し、助成額が予算枠に達した場合は、締切日前であってもその時点で受付を終了するものとする。

(助成金の交付)

第6条 兵ト協は、会員事業者から第4条の「令和4年度 アルコール検知器導入促進助成金交付申請書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請事業者に対して助成金を交付する。

(財産処分の制限)

第7条 会員事業者は、交付対象の機器が導入の日から起算して1年を経過するまでは譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合は、この限りではない。

(報告)

第8条 兵ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(附則)

1. 本要綱は、令和4年4月1日より適用する。